

郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、 令和 8 年 2 月 8 日執行の
第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査 において
次の滞在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第59条の4
第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 (〒 _____)

十和田市 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

氏 名 _____

生年月日 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

電話番号 _____

請求する投票用紙 小選挙区 比例代表 国民審査
(請求しないものがあれば取り消し線〔二重線等〕を引いてください。)

☐ 衆議院議員総選挙投票用紙と国民審査投票用紙の同時送付を希望します。
(希望する場合は☑をしてください。)

※☑をした場合は2月1日以降に一括して送付します(法令により国民審査の投票用紙は2月1日
以降でなければ交付できないため)。☑をしない場合には、ご請求が2月1日より前であれば衆議
院議員総選挙分を先に送付し、2月1日に国民審査分を別送します。

十和田市選挙管理委員会委員長 欠畑 茂治 宛

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は滞在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。

※ 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求をすることが
できるのは、選挙期日前4日まで

(今回の選挙では 2 月 4 日(水)まで)